

主な変更点

変更点は以下の通りです。

画面名	区分	対象施設	変更内容
単価マスタ	追加	全施設	物価高騰対策支援加算(令和6年5月分のみ)の追加
単価マスタ	追加	対象施設のみ	処遇改善等加算Ⅲの向上支援費部分を取らない場合 (減算項目)の追加
単価マスタ	追加	認定こども園、幼稚園(対象施設のみ)	年齢配置基準を下回る減算人数の小数点入力対応

「物価高騰対策支援加算」(向上支援費)の仕様変更

初期設定メニュー ⇒ 単価マスタ

○ 物価高騰対策援加算【令和6年4月~5月】の適用単価について

対象施設:全施設

物価高騰に伴い、施設への給付として物価高騰対策支援加算(下半期分)が新設されます。

対象施設等	加算名	適用要件	児童1人当たりの加算額 (2か月分)
【1号】 幼稚園 認定こども園(1号)	物価高騰対策市援加算 (給食材料費相当額) 【令和6年5月分のみ】	令和6年4月~5月に公定価格の「給 食実施加算」を1度でも適用したこと がある施設に適用。 ※給食実施加算の適用状況に応じ て「給食実施日数」を選択。	1)週1日、週2日 380円 (@190円/月×2か月) (2)週3日、週4日 740円 (@370円月×2か月) (3)週5日以上 940円 (@470円/月×2か月)
	物価高騰対策支援加算 (光熱費等相当額) 【令和6年5月分のみ】	給食実施の有無に関わらず加算要 件を満たす対象施設すべてに適用。	380 円(@190 円/月×2か 月)
【2·3号】 保育所 認定こども園(2·3号) 小規模保育事業 事業所内保育事業	物価高騰対策支援加算 (光熱費等相当額及び給 食材料費相当額) 【令和6年5月分のみ】	加算要件を満たす対象施設すべてに 適用。	1,320円(@660円/月×2か 月)
全施設種別	物価高騰対策支援加算 (休日保育) 【令和6年5月分のみ】	※休日保育実施園に適用 令和6年4月~5月に公定価格の「休 日保育加算」を適用したことがある加 算要件を満たす対象施設に適用。	(1施設あたりの加算額) 4,180円(2,090円/月×2か 月)

注意点「物価高騰対策支援加算【令和6年4月~5月分】」の請求について

令和6年5月分 請求のみ児童明細の横浜市助成分で令和6年4月~5月分までの分が加算されます。

▼保育園、小規模保育園など請求金額について

光熱費等の請求をすることで熱費等相当額+給食材料費相当額の金額が請求されるようになります。 また、令和6年度は「光熱費等相当額」の「有」「無」を選択できるように改修し、「物価高騰対策支援 加算(光熱費等相当額及び給食材料費相当額)を請求しない。」という扱いも可能になりました。 〇単価マスタ

・認定こども園、幼稚園の場合

物価高騰加算(給食材料費)の選択項目が「週1~2日、週3~4日、週5日以上」を設定できます。

2005 単価マスタ		2000 単価マスタ	
単価取込	登錄[F1] 削除[F4] 終了[F3]	単価取込	登錄[F1] 削除[F4] 終了[F3]
事業所 * サーヴ認定こども圏 🔷 適用年月 * 令和 🗸 06-05 検索 認定こども圏-幼保連	携型 全ての項目を表示	事業所*サーヴ認定こども園 、 適用年月* 令和 、 06-05 検索 認定こども園-幼保連	携型 全ての項目を表示
基本部分 加算部分① 加算部分② 独自助成 延長 そ	の他	基本部分 加算部分① 加算部分② 独自助成 延長 そ	の他
緊角配置差導加算(1号) 戦員配置差導加算(2・3号) 支育推進助成(自團總理号) <u> 変</u> 盲推進助成(自團總理2・3号)	有 有 有 有	第員記置基準加算(1号) 第員記置基準加算(2·3号) 食育推進助成(自園調理1号) 含章基準進助成(自園調理2·3号)	有 有 有 五
ローテーシー・小育士雇用メークブ ローテーション保育士雇用費(B区分) 保育士育成促進費	1.00 人 2.00 人 無	ローテ ローテーション保育士雇用費(B区分) 保育士育成促進費	1.00 人 2.00 人 無
保育者業務支援事業費助成(1号) 保育者業務支援事業費助成(2·3号) 物価高騰加算、光熱費等[185年7·10月、R6年5月] 有 46.76.781.101章 公会共制課。[155年7·10日、D6年5月]	無 無 	(保育者業務支援事業費助成(1号) (保育者業務支援事業費助成(2・3号) 物価高騰加算,2熱費等(R5年7・10月、R6年5月) 物価高騰加算,24素料3費(D5年7・10月、R6年5月)	無 無 <u>有</u>
101回回8月20日 8日 点44 413 (10日4)(10日)(10日)(10日) 医療的ケア対応加算 (R5以降) 物価高騰加算 休日保育 (R5年10月、R6年5月) スポット支援員配置助成(1号) (R5以降]	<u>来</u> 無	10日回48月0日 4日 2014日2 [10日110]、10日4月11 (10日110] 医療的ケア対応加算[R5以降] 物価高騰加算 休日保育[R5年10月、R6年5月] スポット支援員配置助成(1号)[R5以降]	
スポット支援員配置助成(2·3号)[R5以降] 処遇改善等加算Ⅲの向上支援費部分を取らない場合の滅算	無 有	スポット支援員配置助成(2・3号)[R5以降] 処遇改善等加算皿の向上支援費部分を取らない場合の滅算	有

・保育園、小規模保育園の場合

物価高騰加算(光熱費等)の選択項目は「無」を選択することにより、「物価高騰対策支援加算 (光熱費等相当額 及び 給食材料費相当額)を請求しない。」ということも可能となりました。

- 単価マスタ			- • •	
単価マスタ	単価取込 登録[F1] 前隊[F4] 終了[F3]	単価取込	登録[F1] 前除[F4] 終了[F3]	
事業所*サーヴ保育園 🗸		事業所 * サーヴ保育園 ──		
適用年月*令和 > 06-05 検索 保育所	全ての項目を表示	適用年月*令和 > 06-05 検索 保育所	全ての項目を表示	
基本部分 加具部分① 加具部分② 独自助成 開日記字其進加答(2,22)	建長 その他 ち	基本部分 加具部分① 加具部分② 独自助成 娃長 そ 離日記要其進加管(2,2-2-2)	・の他	
電力に直至年加具(2・3号) 食育推進助成(自園調理2・3号)	有	截員配置至準加算(2・3号) 食育推進助成(自園調理2・3号)	有	
保育補助者雇用費助成	有	保育補助者雇用費助成	有	
	5.00		5.00	
ローテーション保育士雇用費(B区分)	0.00	ローテーション保育士雇用費(B区分)	0.00	
保育士育成促進費 保育老業務支援事業费助成(2.3号)		保育士育成促進費 保育主義成長 (1995年)	無	
物価高騰加算光熱費等[R5年7·10月、R6年5月]		体育者果務支援事業資助成(2:3号) 物価高騰加算 光熱費等[R5年7:10月、R6年5月]	有 有	
物価高騰加算給食材料費[R5年7・10月、R6年5月]		物価高騰加算給食材料費[R5年7·10月、R6年5月] 無	~	
医療的ケア対応加具[R5以降] 物価高騰加算 休日保育[R5年10月、R6年5月]		医療的ケア対応加算[R5以降] 為福高麗加算 休日保育[R5年10月 R6年5月]		
スポット支援員配置助成(2·3号)[R5以降]	有	スポット支援員配置助成(2・3号)[R5以降]	▲ 有	
処遇改善等加算皿の向上支援費部分を取らない場	合の滅算	処遇改善等加算Ⅲの向上支援費部分を取らない場合の滅算	無 '	
	補足 給食材料費相当額に 保育所、小規模保育事業、 光熱費等相当額に給食材料	ついて 事業所内保育事業の場合、 斗費相当額が含まれますので「有」にする	必要はありません。	
→ 注音占 物価支援加留	の単価項日設会について			
江总点 初画同碼加字	和学校日政定について			
▼認定こども園、幼稚園の施設				
<u> 和良材料貫の加昇安件</u> を一唯認いにさい				
給食材料費の <mark>加算要件を満たす場合は、給食材料費を「有」に変更し</mark> て登録をしてください。				
▼上記以めの施設 (保育周 小相増保育周たど)				
▼上記以71971元政(休月图、小沈佚休月图なこ)				
給食材料費は「無」で固定されていますが光熱費等の請求をすることで				
<u> </u>	<u> </u>	い同水されるようになります。		

令和6年5月分の過誤請求について

○過誤対象施設について

物価高騰対策支援加算:全施設 (物価高騰対策支援加算(令和6年5月分のみ)を申請している施設)

単価マスタの修正

初期設定メニュー ⇒ 単価マスタ

令和6年5月分の各項目単価を設定します。

○物価高騰対策支援加算

- 1. [適用年月]に和暦の場合 [06-05]西暦の場合「2024-05」と入力し、 Enter キーを押下します。
- 2. [独自助成]をクリックし、[物価高騰対策支援加算(光熱費等相当額及び給食材料費相当額) R5年7・10月分、R6年5月分のみ]欄のプルダウンより「有」「無」を申請とおりに選択します。
- 3. 登録[F1] をクリックします。

過誤データ作成

メインメニュー ⇒ エラー・過誤選択

令和6年5月分の過誤データを作成します。

○物価高騰対策支援加算

- 1. [処理年月]に和暦の場合[06-05] 西暦の場合「2024-05」と入力し、 Enter キーを押下します。
- 2. 再請求 をクリックし、 作成[F1] をクリックします。
- 3. 「作成します。よろしいですか?」のメッセージを OK します。
- 4. 一括処理 をクリック、[訂正部分] 過誤請求 を選択し 全選択 をクリック、最後に 登録[F1] をクリックします。
- 5. 左の一覧より1名園児をクリックし、加算項目の金額が追加されたことをご確認ください。
- 6. 確認後、 終了 [F3] をクリックします。

横浜市助成 そ	その他助成	
請求コード	請求内容	金額
C101001 職員	員配置加算(○歳)	0
C109002 物化	画高騰2(R6年5月分のみ)	1,320
	横浜市助成合計全額	1.320
	18.0% (1990/00 L) 1122 BX	1,020

メインメニュー ⇒ 印刷処理 過誤申立書郵送 提出帳票 ⇒ 3.過誤申立書 過誤申立書を印刷し、郵送します。 1. [請求年月]を選択します。 2. [過誤申立年月日]を入力します。 3. 過誤申立書記載例をもとにシステム内の「過誤理由・内容等印刷」に過誤内容を記載します。 4. 印刷 をクリックします。プレビューが表示されますので、印刷します。 ※印刷時に1部施設保管用、1部提出用で印刷することをお勧めいたします。 (過誤申立書記載例) 支援教育•保育給付費等過誤申立書 施設•事業所番号 1441005999999999 施設•事業所名称 横浜きゅうふ 保育園 横浜市中区尾上町1-8 9階 所在地 045-671-●● ①過誤請求する内容を全て記載します。 電話番号 連絡先 担当者名 市内施設給付 太郎 ①産休等代替職員雇用費、食育推進助成、アレルギー児童対応費 単価改定に伴う過 過誤理由,内容等 誤再請求 ②2月エラーフロ・ ②処理を希望するフローを記載します。 過誤データ送信 メインメニュー ⇒ 請求データ送信 過誤データを送信します

- 1. [処理年月]に和暦の場合[06-05] 西暦の場合「2024-05」と入力し Enter キーを押下します。
- 2. 請求データ選択 に請求データが表示されますので、送信したい月分を選択 します。
- 3. 確定 をクリックします。
- 4. 「送信データを確定します。よろしいですか?」のメッセージを OK します
- 5. 送信確認 の画面が表示されます。請求年月や種別が【児童】になっていることを確認します。
- 6. 確認後、送信 をクリックします。
- 7. 「請求データを送信します。よろしいですか?」のメッセージを OK します
- 8. 「終了しました。」のメッセージが表示されれば完了です。

